

# 中東・北アフリカ諸国の貿易・投資関連法制度 (シリア)

2012年3月  
独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)

## 本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所が現地法律コンサルティング会社Al Tamimi & Co.に作成委託し、2012年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。各庁省・機関のHP(URL)についても、変更されたり閉鎖されたりしますので、現在は有効なサイトでも今後、リンク切れとなる可能性があります。また、掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりでであることを保証するものではありませんことを予めお断りします。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：  
独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）  
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課  
E-mail：OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所  
E-mail：info\_dubai@jetro.go.jp

## 目 次

I.	ビジネス関連の法規制に関する最近の傾向と話題 .....	1
II.	外国貿易および外国為替政策 .....	2
1.	WTO およびその他の二国間・多国間貿易協定への参加 .....	2
2.	貿易および為替管理政策 .....	3
3.	関税システム .....	7
4.	為替管理政策 .....	9
5.	輸入/輸出手続き .....	11
III.	外国資政策 .....	12
1.	投資受け入れ/促進政策および所轄機関 .....	12
2.	外資による投資の制限 .....	13
3.	外資による投資の奨励措置 .....	14
4.	課税制度 .....	14
5.	外国人雇用および居住許可ならびに地元の人材の雇用に関する制限 ...	15
6.	知的所有権の保護 .....	16
7.	外国企業体の設立手続きおよび必要書類 .....	17
8.	融資および会計 .....	19
9.	外国企業体の閉鎖手続きおよび必要書類 .....	19

## 中東・北アフリカ諸国の貿易・投資関連法制度 (シリア)

### I. ビジネス関連の法規制に関する最近の傾向と話題

シリアは歴史的に国家主導の社会主義経済を維持してきたが、一方で市場経済に移行しつつある。過去 2 年間、シリア政府は経済に一定の統制緩和を行ってきた。その一環として民間銀行を設立し、利率を引き下げ、国の重要なインフラや基幹プロジェクトへの民間のさらなる関与を認めた。シリアは経済の多角化を図るため、観光産業、サービスおよび天然ガス分野への投資の増大を希望している。

2001 年、シリア国内に民間銀行の設立を認める新しい銀行法が議会を通過した。この 2001 年銀行法以降、10 行の民間銀行が開設された。2010 年の法律第 3 号は外国の企業体が民間銀行に保持できる株式保有率を最大 49%から 60%に引き上げた。こうした変化が外国銀行の利益を増大させ、シリアにおける民間銀行のさらなる開設を促進することが望まれる。

さらなる重要な進展は保険会社をめぐる規制緩和である。2005 年、シリアで初めて民間の保険会社が認められた。それまで保険業界は三つの国有保険会社に支配されていたが、現在では保険会社 9 社がシリアで営業している。こうした進展はすべて、シリアの金融市場を自由化し、シリアの中央統制経済に市場経済的要素の恩恵をもたらすことを意図している。しかし恐らく、より重要なのは外国人投資家に民間銀行の過半数の株式を保有することを認めたシリア政府の最近の決定であろう。2010 年 1 月 4 日に可決された銀行法によって、外国の企業体が民間銀行に保有できる株式の最大が 49%から 60%に引き上げられたのである。

2009 年前半には、1960 年代からずっと停滞していたダマスカス証券取引所が再開された。当初いくつかの問題があり、また上場企業数も限られていたが、現在では確実に増加している。また最近の新規株式公開 (IPO) も非常に人気がある。例えばごく最近、バーレーンのアル・バラカ銀行の地元支社の新規公開で申込が募集額を大きく超過した。

シリアでは、国外からの投資と国内投資が等しく扱われ、外国人が会社株式を 100%保有できる。2007 年の政令第 8 号で新しい投資法が制定され、また同年の政令第 9 号で、首相の権限に属し、それまでの法令下で存在した国外からの投資の誘致に際しての多くの障害に対処することを意図したシリア投資庁が創設された。

2011 年法律第 29 号シリア会社法は、西欧世界で通常みられるすべての企業体を認めている。主要な形は、有限会社、合名会社および株式会社である。

シリアは 2007 年に新しい商法を導入し、登録プロセスへの裁判所の関与を廃止することによって事業の立上げを単純化し登録を司法的なものから行政的なものにした。

## II. 外国貿易および外国為替政策

### 1. WTO およびその他の二国間・多国間貿易協定への参加

#### 1) WTO

シリアは 1951 年にイスラエルの加盟を理由に関税貿易一般協定（GATT）を脱退した。シリアは 2001 年と 2004 年に世界貿易機関（WTO）への加盟プロセスの開始要求を提出したが話合いの要求が何度か阻まれ、加盟には至っていない。2010 年 5 月 4 日、WTO 総会はシリアの WTO 加盟要求を審査する作業部会を設立したが初回会合は開かれておらず、またシリア側も外国貿易体制に関する覚書をまだ提出していない。

#### 2) 地域貿易協定

シリアは、PAFTA（汎アラブ自由貿易協定）としても知られる拡大アラブ自由貿易地域（GAFTA）の一員である。2005 年 1 月 1 日に発効したアラブ自由貿易圏は現在 17 の加盟国で構成されている。すなわちリビア、レバノン、チュニジア、モロッコ、エジプト、スーダン、イエメン、クウェート、アラブ首長国連邦、サウジアラビア、オマーン、バーレーン、カタール、イラク、ヨルダン、パレスチナおよびシリアである。この決議は、アラブの加盟国産のすべての商品に課せられる関税および同様の効果を持つ税の漸進的引き下げ（年 10%）、ならびに GAFTA の実行プログラムの枠組みにおけるあらゆる種類の非関税障壁（NTB）の撤廃を定めた。

シリアは、農産品を含む商品貿易における困難と制限を段階的に除去するために、2004 年 12 月 22 日トルコと自由貿易協定、いわゆるシリア・アラブ共和国＝トルコ共和国間自由貿易地域設立連合協定を締結した。この協定の目的は貿易障壁の撤廃に寄与することであり、例えばトルコに輸入されるシリア産の製品に課せられる関税および同等の効果を持つ課税は協定発効日を以て廃止されなければならない。シリアに輸入されるトルコ産の製品に課せられる関税および同等の効果を持つ課税は、具体的な計画および日程に従って直線的に完全撤廃されることになっている。

シリアとイランは 2006 年 2 月 23 日に特惠貿易協定を締結した。この協定に従って締約国は自国の関税表に基づき特惠マージンベースで相互に関税譲許を与えることになっている。締約国はさらに、本協定第 8 条に従って課せられるものを除き、農産品を含む商品の移動に関するすべての非関税障壁およびその他の同等の措置を撤廃することでも合意した。

#### 3) その他の二国間・多国間貿易協定

シリアとインドネシア共和国は 1976 年 3 月 18 日に特惠貿易協定を締結した。締約国は、二国間の貿易関係において、特に関税規則および手続き、関税、あらゆる種類の課税、ならびに商品の輸出入を規定する規則に関して、他国より不利にならない待遇を相互に与えることで合意している。ただしこの規定は、a)インドネシア共和国が ASEAN 加盟国に与えた、または与える予定の、有利な待遇および便宜、b)シリア・アラブ共和国がアラブ連盟加盟国に与えた、または与える予定の、有利な待遇および便宜、c)二国のいずれかによって隣接する各国に与えられた有利な待遇および便宜、ならびに二国のいずれかが締結しているか締結する可能性のある関税同盟または特惠地域に由来する有利な待遇および便宜には適用されない。

シリアは以下の各国との間で特惠貿易協定を締結している：

- スロバキア共和国、1995年8月29日
- チェコ共和国、2001年6月5日
- ウクライナ、2001年4月21日
- ベラルーシ、1998年3月11日
- ブルガリア、2000年5月21日
- ロシア、1993年4月15日

締約国は、二国間の貿易関係において、特に関税規則および手続き、関税、あらゆる種類の課税、ならびに商品の輸出入を規定する規則に関して、他国より不利にならない待遇を相互に与えることで合意している。ただしこの待遇は、a)いずれかの締約国が国境輸送を容易にするために隣接する国に与えた有利な待遇、b)いずれかの締約国が与える可能性のある関税同盟または特惠地域に由来する有利な待遇、および c)シリア・アラブ共和国がアラブ連盟加盟国に与えた、または与える予定の、有利な待遇には適用されない。

シリアとマレーシアは2003年8月18日に特惠貿易協定を締結した。締約国は、二国間の貿易関係において、特に関税規則および手続き、関税、あらゆる種類の課税、ならびに商品の輸出入を規定する規則に関して、他国より不利にならない待遇を相互に与えることで合意している。ただしこの待遇は、a)国境輸送を容易にすることに隣接国、b)締約国の一つが加盟している、または加盟する可能性のある、関税同盟または特惠地域の加盟国、c)経済統合を目的とした多国間協定における連合に由来するもの、d)与えられる可能性のある、WTOと調和した、特惠貿易または何らかの特恵的な若しくはその他の有利な待遇の包括的制度に基づくもの、ならびに e)シリア・アラブ共和国がアラブ連盟加盟国に与えた、または与える予定の、有利な待遇には適用されない。

シリアとEUは1977年7月1日に特惠貿易協定を締結した。この協定の目的は、シリアの貿易の成長率向上とシリア製品のEC市場へのアクセスの改善を視野に入れ、締約国間の貿易におけるバランスを改善するためにそれぞれの開発レベルおよびニーズのレベルを考慮しつつ締約国間の貿易を促進することである。欧州経済共同体条約の付表IIに記載された以外のシリア製品のECへの輸入にかかわる数量規制は、この協定の発効日を以て撤廃され、数量規制と同様の効果を持つ措置もこの協定の発効日を以て廃止されることとなった。またEUとシリアを含む汎地中海諸国との間の連合協定の経緯、内容的な特徴および現在の状況にも注意しなければならない。

日本との間には、日本側ウェブサイトに記載されているように1953年に貿易協定が締結された<sup>1</sup>が、残念ながらシリア政府のどの省庁にもその文書が見つからなかった。さらに、両国間の交渉段階での関係合意文書も見つけない。

## 2. 貿易および為替管理政策

### 1) 貿易および為替管理政策・制度の概要

シリアは長年にわたり、経済的変革のプロセスを実現し市場経済を広く採用しようと努めてきた。シリア製品が他国の製品と互角に戦い、さらに新たな市場に浸透するのを支援するため、政府は積極的に介入している。

<sup>1</sup> <http://www.sy.emb-japan.go.jp/summary.htm>

関係する法令：

- 関税法第 38 号、2006 年
- 国際貿易総局組織法
- 投資法第 8 号、2007 年
- 自由地区投資規則
- シリア経済貿易省および税関が発行した別の決定

## 2) 所轄官庁

- シリア経済貿易省

所在地： Ruken Al Dine , Damascus

電話番号： +963 11 5161100 (6)

ファックス番号： + 963 11 5128095 - 5122390

\*経済貿易省は一連の規則および決定の発布により輸出入を監督している。

- シリア経済総局

シリアの各行政区域にはそれぞれ独自の経済総局があり、輸入免許の申請は所轄の総局に提出しなければならない。

- シリア税関

所在地： Al bramkeh , Damascus

公式ウェブサイト： [www.customs.gov.sy](http://www.customs.gov.sy)

電話番号： +963 11 2126900 - 2126901 - 2127900 - 2127901

ファックス番号： + 963 11 2126921

- シリア輸出連盟

所在地： AlMuhajrin , Damascus

電話番号： + 963 11 3740942

ファックス番号： + 963 11 3741049

- 輸出開発促進庁

所在地： Al Muhajrin, Damascus

電話番号： + 963 11 3731513

ファックス番号： + 963 11 3731446

## 3) 商品の輸入規制

### 政策の概要

シリアの輸入政策は、地域で代替品が入手できる消費財の輸入を最小限に抑えて農業、工業および医療関係の生産に必要な商品および投入財の輸入を可能にすることに重点を置く。輸入税は原材料の 1%から一定の贅沢品の 255% まで幅がある。シリアは関税表や税関手続きの簡素化などの分野で多くの政策変更を行い、段階的な改革への道筋を取ってきている。

2002 年、輸入規制の緩和を含むいくつかの貿易改革施策が導入された。

輸入原材料に課せられる関税が 1%に引き下げられ、自動車の輸入が解禁された。さらに、自動車輸入に課せられる関税が大きく引き下げられたが、ごく最近 2011 年になって、現在のシリアの状況によって再び引き上げられた。

## 輸入規制品

しかしシリアには、非自動許可、一定の製品の貿易における公的独占、多くの製品の輸入を禁止するネガティブリストなど、貿易への非関税障壁がいくつかある。シリアへの輸入を行うには、シリアの貿易業者は以下の書類を提示しなければならない。

- 船荷証券
- 有効な輸入承認書
- 商業送り状
- 梱包明細書
- 原産地証明書
- コルレス銀行からの書状

すべての書類は原産国の商工会議所およびシリア大使館の認証を受けなければならない。

## 輸入禁制品

シリア経済貿易省は、国内生産および自国産業を保護するため二つの禁制品リストを發布しており、さらにそれ以外に環境、安全保障、宗教および健康上の理由で輸入が禁止されている商品が多くある。

### アラブ諸国に関する第 1 禁制品リスト：

このリストは 2010 年 5 月 16 日付決定第 9371/2202 号により公表された。

このリストは以下を含む 287 件の禁制品を記載している。

プラスチック廃棄物、すべての水銀化合物、豚肉、カエル肉、花火、火薬、銃、薬品全部、中古衣類、綿実、綿実油、塩化ナトリウム廃棄物。

ここで述べなければならないのは、化学廃棄物、薬品、一定種類のプラスチック廃棄物、銃など、これらの禁制品の多くが、環境、安全保障または健康上の理由のためであることである。

### アラブ以外の諸国に関する第 2 禁制品リスト

このリストは 2008 年 4 月 30 日付決定第 1314 号により公表された。

このリストは以下を含む 174 件の製品を記載している。

一部の種類の肉、蜂蜜、酢、豚肉、一部の種類のセメント、薬品廃棄物およびオートバイ、生きた豚、ヨーグルト、柑橘類、中古タイヤ、5 年以上前の中古産業設備、酢、オリーブ油、ブーツ、貴金属製品、損傷した電池、オートバイの車台など。

さらに、一部の商品の輸出入は政府だけに限られている。これは公的部門だけが該当商品、例えば煙草、綿、甜菜などを輸入できるということである。

政府による輸入は輸入承認書を免除されている。

## 4) 原産国による輸入規制

シリアはアラブ連盟のイスラエルボイコットを実施しており、イスラエル原産の商品はシリアへの輸入が禁止されている。さらに一部の例外を除き、すべての輸入品は原産国から直接出荷されなければならない。



## 5) 外国製品輸入へのその他の要件

農産品については、シリアは農産商品への非関税輸入制限を徐々に撤廃してきた。旧経済対外貿易省が義務付けていた輸入承認書はすべての商品について廃止された。大きな進展の一つは、長年経済貿易省が独占してきた肥料貿易の自由化である。2004年3月以降、民間輸入業者に門戸が開かれた。

## 6) 商品の輸出規制

輸出政策では、輸出承認書が必要な財は一定の素材のみに限られているため、地元の製品および物品で輸出可能なものはいかなるものでも奨励・支援の対象とする方針である。輸出業者はシリア経済貿易省に許可を申請しなければならない。同省は申請を受けるとその商品が税金または手数料の対象になるかを決定する。一部のシリア製品は公的部門だけが輸出でき、一部は輸出税の対象となり（果物および野菜）、また一部は手数料および税金を免除される。

### 輸出に必要な書類

輸出に必要な書類は製品によって異なるが、以下は共通に必要なものである。

- 商工会議所および経済貿易省の認証を受けたプロフォーマインボイス
- 商工会議所および経済貿易省の認証を受けた原産地証明書
- シリア輸出業者連盟の会員証
- 商品がシリアの港湾から輸出される場合、荷積み重量検査証明書

### 輸出禁制品

経済貿易省は、以下を含む一定の商品の輸出を禁止している。

雌羊、雌、牛豚、トウモロコシ、家禽類の飼料を除く飼料、花崗岩、大理石、玄武岩、砂、石膏、砂利、紙および金属くず。輸入禁制品リストのようなリストは公表されていない。

## 7) シリア原産品の輸出規制

シリアはイスラエルへの商品の輸出を禁止しているため、シリア製品はイスラエルに輸出できない。

## 8) その他の輸出関連の法令および協定

シリアは、輸出を促進・奨励するために過去数年間に以下のようないくつかの規則および機関を発布/設立した。

- 2009年法律第27号（シリア輸出業者連盟の設立）
- 2009年政令第6号（高等輸出評議会および輸出開発促進庁の設立）
- 輸出開発基金（2009年政令第19号に基づいて設立）

同基金は以下の具体的な目標の実現をめざしている。

- 輸出業者が外国市場で製品を広報・販売する能力を強化する
- 生産者が自らの製品を輸出する能力を支援する
- 輸出業者が競争力を向上させるために負担する資金コストを削減する
- 輸出奨励措置のための統合的システムを策定し管理する
- 輸出業者に輸出前に資金供給するシステムを整える
- 輸出保証のシステムを整える

農産品の輸出の資金供給・奨励に関しては別の規則および決定がある。

## 9) 製品の海外輸出へのその他の要件

農産品の輸出はすべて所得税および生産税を免除され、また非関税輸入制限が撤廃されて農産品の輸入禁止品目が削減された。さらに医薬品、動物など、一部の商品には以下の文書が必要である。

### 自由購買証明書：

薬品の輸出には当該商品が輸出先の国で自由に流通していることを示す自由購買証明書が必要である。この証明書は領事館によって認証されていなければならない。輸入業者がシリアで提示する際には輸入業者によって証明された商業送り状を 5 部添付しなければならない。有効期限が限られている薬品には別の送り状と輸入承認書が必要である。送り状には有効期限が記載されていなければならない。

### 放射線証明書：

一部の植物および動物の輸入には、その製品が放射線で汚染されていない事実を証明し記載する必要がある。

### 衛生証明書：

動物および植物製品の輸入には衛生証明書が必要である。

## 3. 関税システム

### 1) 所轄官庁

#### -シリア税関

所在地： Al bramkeh, Damascus

電話番号： +963 11 2126900 - 2126901 - 2127900 - 2127901

ファックス番号： + 963 11 2126921

シリア税関は関税率表を通じて国の経済を保護するため一連の手続きをとる。

### 2) 関税率の照会先

関税は 21 の部分に分かれている。税関の公式ウェブサイトには各部分の関税が記載されている。<http://customs.gov.sy/Tariff.php>

### 3) 関税率システムの概要

関税は、輸入された奢侈消費財に高い税金を課し、自国の生産を促進するのに必要な機械や原材料に低い税率を適用することによって、一方で需要と供給を、他方で社会における個人の直接消費を管理することを意図している。

2002 年 9 月 28 日付政令第 336 号に基づいて行われた輸入規制の軽減および関税の簡素化含むいくつかの税関改革施策が導入された。

輸入原材料に課せられる関税が 1%に引き下げられ、自動車の輸入が解禁された。さらに、自動車輸入に課せられる関税が大きく引き下げられたが、ごく最近 2011 年になって、現在のシリアの状況によって再び引き上げられた。

しかしシリアには、非自動許可、一定の製品の貿易における公的独占、多くの製品の輸入を禁止するネガティブリストなど、貿易への非関税障壁がいくつかある。

過去数年に関税制度が大きく変革されたとはいえ、輸入業務に関する残存する手数料や税金を考えると、輸入税にはさらなる簡素化の余地があることは留意されなければならない。

#### 4) 免税品目・免税カテゴリー

関税の免除は三つのセクションに分けられる：

- 関税法に基づく免除：例えば大統領免除、立法当局に宛てた贈物、献金および寄付アラブ連盟の免除、モスクおよび教会に関する免除などを含む。
- 国際条約に基づく免除：国連に関する免除。例えばユニセフなどの国連機関はシリアとの輸出入のすべての料金、税金および制限規則を免除される。
- ほかの法令における免除：投資法の免除など。

#### 5) 分類

シリアは関税協力理事会品目表 (CCCN)に従っている。

#### 6) 関税の種類

従価税

#### 7) 課税根拠

シリア関税法第 39 条 1 は、関税課税価値は CIF に基づくとしている。

#### 8) 日本からの輸入に適用される関税率

関税率制度は、日本を含むすべての国に関して同じである。

#### 9) 特恵関税率システム

シリアとアラブ共通市場協定に署名した諸国との間には特恵関税が存在する。トルコもトルコとの間に締結された自由貿易協定に基づき同様の扱いとなる。

#### 10) 関係法令

- 2006 年関税法第 38 号
- 国際貿易総局組織法

## 11) 関税以外の税

- 統計管理税
- 防衛税
- 学校税
- 港湾税
- 輸入許可税
- 外国貿易税
- 消費税

## 4. 為替管理政策

### 1) 所轄官庁

#### - シリア中央銀行 (CBS)

Damascus, Al Sabea Bahrat Square. Damascus, Syrian Arab Republic

P.O.Box :2254

電話番号： +963 11 2247780

ファックス番号： +963 11 2234323

特定の部署の連絡先については下記のウェブサイトですべてが記載されているので参照のこと。公式ウェブサイト：[www.banquecentrale.gov.sy](http://www.banquecentrale.gov.sy)

為替管理については、経済貿易省が撤退し、2011年政令第21号に従ってシリア中央銀行(CBS)がシリアのすべての貨幣的側面に責任を負う独占的当局となった。

### 2) 為替レート管理制度

2001年法律第23号第13条にしたがい、為替レート制度は中央銀行の提案に基づき省庁理事会の決議によって定められる。省庁理事会はかつて米ドルを基準にシリアポンドの価格を決めていたが、現在は特別引出権を基準にシリアポンドの価格が決まる。

従って、シリアポンドの為替レートは政府によって決定・管理される。通貨にはいくつかの固定レートがあったが、2005年に日々の外国為替相場表に基づき中央銀行によって決定される一つのレートだけになり、毎営業日の午前11時にCBSのウェブサイトに発表される。一つの例外は公的部門で、これについては2006年省庁理事会第5788号において定められている。

しかし、外国為替にはなお、中央銀行の日々のレートとはやや異なる並行市場レートが存在する。この並行市場は特に輸出業者にとって、国内での重要な外国為替源である。

### 3) 貿易取引の制限

最近数年間、シリアはビジネスおよび投資のために抜本的な法改正と市場開放を行っている。シリア市場の開放と諸外国・地域との関係構築に向けて多くの施策がなされてきた。貿易取引および貿易外取引の双方で以下のような重要な施策が実施されている。

## 輸入のための外国為替融資

中央銀行は公的部門の輸入への外国為替融資に関する独占的な責任者である。民間部門については、民間銀行および外国為替会社が、関税がコストの 1%を超えない輸入品に融資できる。

## 支払システム

シリアの法律および規則は、外国為替法に基づき認可された銀行（認可銀行 20 行）、ならびに外国為替会社（認可会社 12 社）および外国為替取引所（認可取引所 20）を、シリアと海外の間の資金移転を取り扱う二つの独占的機関であると考えている。銀行は、輸入代金を支払うために荷為替信用状、取立手形証券および延払振出手形を発行する。外国為替会社は輸入代金を支払うために後者二つを発行する。

## 決済通貨

輸入通貨が何であるかに関わらず、輸入業者と融資銀行との間の決済通貨はシリアポンドでなければならない。輸入業者は、公的部門か民間部門かを問わず、外国通貨における輸入コストと同額のシリアポンドを取引銀行に支払わなければならない。こうした通貨の金額は中央銀行が発表する外国為替相場表の価格に従って計算されなければならない。

### 4) 貿易外取引の制限

シリアの法体制は貿易取引と貿易外取引を区別していないため、上記(3)にいう規定が貿易外取引にも適用される。

### 5) 資本取引の制限

## シリアにおける優遇措置および制限

2007 年投資法第 8 号は「シリア人および外国人」の投資家に多くの優遇措置を与えている。外国人投資家には、不動産の所有、投資利益の外国為替での海外送金、労働許可および居住許可の発行など、多くの特別な便宜が与えられる。

他方で、自国利益の保護のため、一定の制限も発生する。例えば投資法に基づく企業の抹消または解散の場合、投資家は現行の法律・規則に従って法的上限を超えた所有権をシリア・アラブ国民に譲渡しなければならない。

## シリアにおける証券の取得

一般に、シリアにおける証券の取得に関する制限はないが、2011 年会社に関する政令第 29 号は、自然人 1 人が所有できる JSC 資本の割合を最大 10%と定めている。銀行については特に、2010 年法律第 3 号で、自然人が所有できる最大限度を JSC 資本の 10%、シリア国籍か外国籍かを問わず法人が所有できる最大限度を JSC 資本の 60%と定めている。

ダマスカス証券市場に投資したい外国人は外国通貨現金口座を別途持たなければならない、この口座の資金は外国通貨による海外からの送金でなければならない。

## 海外からの借入および海外への貸付

海外からの借入および海外への貸付に関する明確な規則はなく、一般的な借入および貸付の規則が適用される。

## 預金口座取引

シリアの銀行は各顧客に外国為替用の別口座の保持を認めている。本口座に入金された資金はいつでも承認なしでシリア国外に送金できる。

しかし、特定の外貨現金はシリア国外に送金することはできず、会社はこの外国通貨、または、シリアポンドを送金可能通貨に両替してからシリア国外に送金することになる。

## 5. 輸入/輸出手続き

### 1) 輸入/輸出承認書の申請

シリアでは、輸入承認書を取得するためには以下の書類が必要である。

- 輸出業者からのプロフォーマインボイス(認証は必要なくファックスでも可)
- 輸入業者の商業登録
- 輸入業者の商工会議所会員証
- 化学品の輸入については、輸入承認書の発行に先立って、環境省および保健省が発行する安全証明書(テクニカルデータシート)、すなわちこれら2省による承認が必要である。

輸入承認書の申請は、シリアの各行政区域における経済貿易省の所轄の総局に提出されなければならない。この承認書には承認料がかかる。

シリア経済貿易省から二つの禁制品リストが発行されているが、一つ目はアラブ諸国に関するもの(2010年5月16日付決議第9371/2022)で、2番目はアラブ以外の国々に関するもの(2008年4月3日付決議第1314号)である。これら二つのリストが輸入禁制品を規定する。

シリアはアラブ自由貿易協定の加盟国であり、トルコとも自由貿易協定を締結している。これら二つの協定によって、アラブ諸国およびトルコからの輸入は輸入承認書の発行を免除され、別の特権および特別関税に従う。

投資法に基づく投資プロジェクトおよびその他の観光プロジェクトは、その輸入に関して異なった関税特権を含む別の特権が適用される。

## 輸出規則

商品のシリアからの輸出に関しては承認書の取得は必要ない。

## 輸出に必要な書類

輸出に必要な書類は製品によって異なるが、以下の書類は共通に必要な書類である。

- 商工会議所および経済貿易省の認証を受けたプロフォーマインボイス
- 商工会議所および経済貿易省の認証を受けた原産地証明書
- シリア輸出業者連盟の会員証
- 商品がシリアの港湾から輸出される場合、荷積み重量検査証明書

## 関係する法律

- 関税法第38号、2006年
- 国際貿易総局組織法
- 投資法第8号、2007年

- 自由地区投資規則
- シリア経済貿易省および税関が発行した別の決定

## 2) ビザ（領事館手続き）

必要。

### III. 外国投資政策

#### 1. 投資受け入れ/促進政策および所轄機関

##### 1) 外国投資政策/計画の概要

2008年、それまでの1991年投資法第10号に代わって、シリア領域内におけるシリア人および外国人の投資を規制する投資法第8号が施行された。投資法第8号は外国投資の新しい処方を策定し、シリアへの投資促進手法を変えた。投資プロセスを簡素化するために手続きを簡素化し、法体系を改善した。政府統計によると、過去数年間に大規模工業プロジェクトが増加したことを反映して、2008年、2009年および2010年の外国直接投資額（FDI）は増加した。

##### 投資法の主な特権

- 投資家が、その面積が有効法令の定める所有限度を上回る場合であっても、投資企業を設立または拡大するために必要な地所および不動産を所有および賃借することを認める。
- 非シリア人投資家およびその家族は、当該企業の履行および経営期間中は就労可および在住許可を有するものとする。
- 投資資金、利益および配当を年1回自由に移動できる。
- 関税免除
- ほとんどの部門が投資に解放されている。

さらにシリアは異なった場所にあるいくつかの工業地区を開放した。これらの工業地区は国内外の多くの投資家に対し、これらの地区内に工場を建設してその多くの設備および減税の恩恵を得ることを奨励した。優遇策には、より安価なインフラの利用、ワンストップショップ許可などがある。

これらの工業地区は非常に整然と組織されている。工業地区全体を通じて異なった業種は異なる地域に配置され、また環境条件も考慮されている。

##### 2) 所轄官庁

シリアにおける投資プロジェクトの主な所轄官庁は、2007年政令第9号によって設立されたシリア投資局である。

- シリア投資局

SabeBahrat - Ex-Prime Ministry Office  
Damascus- Syria  
電話番号： + 963 11 4473012 / 00963114428124  
ファックス番号： 00963112062

経済貿易省も投資法に基づく会社の設立に関して権限を有する。

- 経済貿易省

RuknAldeen- IbenAlnafis  
Damascus- Syria  
電話番号： + 963 11 -2215992

さらに、プロジェクトが工業地区の一つに設立される場合は、こうした工業地区の管理組織が関与する。またそのプロジェクトが工業プロジェクトである場合は、産業省およびその部局も関与する。

## 2. 外資による投資の制限

### 1) 制限/禁止業種

投資法第 8 号は投資を禁止する業種を規定していない。しかし別の規則に禁止業種の一部が記載されているが、これらはどの規則にも一覧表としては載っていない。禁止業種には例えば以下が含まれる。

- 煙草産業への投資
- カジノ産業への投資
- 兵器産業への投資

### 2) 資本/株式資本の外国人による所有の制限

現行の投資法は外国人の所有制限について規定していない。従って投資法に基づいて認可されたプロジェクトは外国人出資者が 100%所有できる。

### 3) 外国人の土地所有の制限

投資法第 8 号に従って、投資家は、それが当該企業専用であれば、その面積が有効法令の定める所有限度（200 m<sup>2</sup>）を超える場合であっても、投資企業の設立または拡大に必要な地所および不動産を所有および賃借することができる。これはその所有が国内出資者によるか外国人出資者によるかに関わらず、すべての投資プロジェクトに適用される。シリアの会社の設立後、その地所はその会社の名前で登録され、所有権の期間に制限はない。



### 3. 外資による投資の奨励措置

#### 1) 奨励措置の利用が奨励される部門、事業カテゴリー、プロジェクト、地理的地域

以下のプロジェクトは 2007 年投資法第 8 号によって与えられる優遇および保証を受けることができる。

- 農業開墾および土地造成プロジェクト
- 産業プロジェクト
- 輸送プロジェクト
- ICT プロジェクト
- 環境プロジェクト
- サービスプロジェクト
- 電気・石油・鉱物資源プロジェクト
- その他、投資最高評議会から承認されたあらゆるプロジェクト

さらに、シリア政府は遠隔地域への投資を奨励している。

#### 2) 奨励制度

現行規則は、特定の種類のプロジェクトまたは特定の地域（主として遠隔地域への投資）に関して、税控除という形でインセンティブを与えている。通常、投資法に基づいて認可されたプロジェクトにはその純益の 22%に相当する所得税および少額の地方自治税が課税される。この税率は、ラッカ、デリゾール、ハサカ、イドリブ、スワイダー、ダルアーおよびクレイトウラの各行政区域に設立された製造企業については 2%控除される。

また、工業地区で認可されたプロジェクトは所得税の 1%が控除される。しかしハシアまたはデリゾール産業都市では 2%の控除が受けられる。さらに、再生可能エネルギープロジェクト、セメント工場および発電所を奨励するため、これらには 2%の税控除が与えられる。また、後述する従業員数に基づく税控除制度もある。

### 4. 課税制度

#### 1) 法人税

2007 年投資法第 8 号に基づいて認可されたプロジェクトは、2006 年所得税法第 51 号およびその改正版に規定される法人税軽減対象となる。投資法に基づいて認可されたプロジェクトはすべての付加税を含め純益の 22%の所得税を課せられる。<sup>2</sup> しかし地方自治税（所得税額の 4~10%）は減免されない。この税率は有限責任会社と株式会社の両方に適用される。

他方で、新規株式公開（IPO）によって 50%を超える株式を公開する株式会社については、税率が 14%まで引き下げられ、かつ地方自治税が免除される。

さらに、以下の税控除が適用される。

<sup>2</sup> 投資法第 8 号は以前の投資法第 10 号に基づいて 5~7 年間の保証されていた所得税免除を廃止した。しかし過去の法律では免除期間終了後の税率は法律第 8 号より高く、第 8 号では税率はすべての会社およびプロジェクトについて最初から低減されている。

- 社会保障に正当に登録された、従業員 25 人以上の企業には（前述の 22%から）1%の控除が与えられる。
- 社会保障に正当に登録された、従業員 75 人以上の企業には 2%の控除が与えられる。
- 社会保障に正当に登録された、従業員 150 人以上の企業には 3%の控除が与えられる。

配当がその会社の利益から支払われる場合、配当は源泉徴収税の対象にならない。

[注] 利子に対する源泉徴収税率は 7.5%、使用料は 5%、および給与税 2%

## 2) その他の税

現時点で、シリアには付加価値税はない。

## 3) 二国間租税協定

シリアと日本の間に二国間租税協定は締結されていない。シリアはサウジアラビア、キプロス、チェコスロバキア、インドおよびルーマニアと二重課税回避のための個別協定に署名している。シリアはまた、アラブ経済統合理事会加盟国間の二重課税回避および脱税防止のための協定の加盟国でもある。

## 5. 外国人雇用および居住許可ならびに地元の人材の雇用に関する制限

### 1) 外国人労働者（管理職を含む）の制限

労働省は外国人がシリアで働くために必要な事項を特定する諸規則を発布している。しかしその詳細に入る前に、シリアが外国人、特に非熟練労働者に労働許可を与えるための厳格な規則を有する国の一つであること断っておかなければならない。シリアは管理職および特別な労働要件のある一定の特別プロジェクトで働く熟練外国人労働者の就労のみを奨励している。それら以外のカテゴリーでは、シリアでの労働許可を取得するのは難しい。

### 2) 居住許可

2010 年 8 月 30 日発布の労働福祉省決定第 23 号、およびシリアの労働法の条項（27、28、29、30）によると、シリアで就労する外国被雇用者は労働許可を取得しなければならない。許可の取得には通常 1～3 カ月ほどかかる。許可を得るためには、被雇用者は以下を支払わなければならない。

- 預託金（30 万 シリアポンド、労働許可をキャンセルするときに返還される）
- 年間労働許可料（月給の 15%、30 万シリアポンド以下）

上の二つの支払いはその労働や資本の性質、その被雇用者が管理職か株主かなどによって変わる。労働許可を取得した後、その被雇用者は居住証明書を申請する。

### 手続き

外国人労働者の雇用を希望する雇用者は労働社会福祉省社会保障局に以下のような必要書類とともに申請しなければならない。

- 会社の商業登録

- 被雇用者のパスポートの写し
- 履歴および大学の証明書

社会保障局は申請を審査し、労働省に承認に関する提案を送る。

労働省がいったん申請を承認すれば、労働許可を取得するために預託金および年間許可料が支払われなければならない。居住許可はその後、移民局に労働許可を示せばすぐに与えられる。すべての手続きを完了するには3カ月近くかかる。

### 3) 地元の人材を雇用する義務

前述のように、自国民人材の雇用が原則。例外的に一定の企業体が外国人労働者を雇用できるが、それに関しては労働省が出した別の特別規則がある。例えば銀行および金融部門では、非シリア国籍で認められたのは被雇用者全体のわずか3%にすぎない。

同省は、セメント、エネルギーなど一部の部門では、例えばセメント工場または発電所の建設など、こうした経験を持つ人材がシリア内では確保できない場合、かなりの割合の外国人を認めることがあり、こうしたプロジェクトではその建設と操業のために多数の外国人労働者を獲得できることがある。また同省は、地元の被雇用者の訓練や一定数の地元民の雇用など、企業に一定の条件を課すことがある。

## 6. 知的所有権の保護

### 1) 関連法令

シリアは過去数年間に、特許協力条約、世界知的所有権機関（WIPO）など、国際的な知的財産権条約および協定のほとんどに参加した。さらにシリアは、次の国際条約の署名国である。

- 工業所有権保護に関するパリ条約
- 商標登録のための商品およびサービスの国際分類に関するニース協定
- 2004年マドリッド協定およびマドリッド議定書
- 意匠の国際登録に関するヘーグ協定ジュネーブ条項

シリアにおける、商標および地理的表示、工業図面および意匠、著作権、特許ならびにドメイン名を含む知的所有権分野

- 商標および地理的表示は2007年法律第8号によって規制されている。
- 工業図面および意匠は2007年法律第8号によって規制されている。
- 著作権は2001年法律第12号によって規制されている。
- 特許は1980年法律第28号によって改正された1946年政令第47号によって規制されている。
- ドメイン名はまだ法律によって規制されていないが、電気通信省の関連機関である国家ネットワークサービス局（NANS）がシリアにおけるドメイン名の登録を規制している。

### 2) 関連法令の概要

#### 商標および地理的表示

- シリアは工業所有権保護に関するパリ条約の加盟国であり、商品およびサービスの国際分類（ニース協定）も承認している。

- 商標登録は出願日から 10 年間有効で、この保護期間は更新できる。
- 登録の完了まで 7～10 カ月ほどかかる。
- 出願料は約 600 米ドルである。
- この新しい法律はその第 44 条で有名商標を認め、たとえシリアで登録されていなくても有名商標に保護を与えている。この 2007 年法律第 8 号第 44 条は 2009 年政令第 47 号によって改正されている。

## 工業図面および意匠

- シリアにおける工業図面および意匠の保護期間は 5 年間で、その後 2 回続けて 5 年間の更新ができる。
- 登録完了まで約 7 カ月かかる。
- 出願料は約 400 米ドルである。

## 著作権

- 著作権法第 12 号は 2001 年に発布され、どのような作品が登録され保護を受けることができるかを定めている。
- 法律第 12 号第 22 条は、作者がその存命中 50 年間で限りに著作権保護を受けることができ、作品が 2 人以上の作者の共同作品である場合は、著作権を保護されるその作品が作者の存命中および最後に死亡した作者の死後 50 年間保護を受けることができると定めている。

## 特許

- シリアは特許協力条約 (PCT) に参加しており、同条約は 2003 年 6 月 26 日付で発効している。
- 1980 年法律第 28 号によって改正された 1947 年政令第 47 号
- シリアにおける特許の保護期間は出願日から 15 年間である。
- 特許保護期間は更新できない。
- シリアでは与えられた特許は授与日から 2 年以内の使用が義務付けられている。
- 出願料は約 250 米ドルである。

## ドメイン名

- 電気通信省の関連機関である NANS (国家ネットワークサービス局) がシリアにおけるドメイン名のトップレベルドメイン (.SY) とセカンドレベルドメイン (.COM.SY、.NET.SY、.GOV.SY、.EDU.SY、.INFO.SY) の登録を管理している。
- ドメイン名の登録は出願日から 1 年間でこの保護期間は更新できる。
- 登録完了まで約 1 週間かかる。
- 出願料はトップレベルドメイン名が約 250 米ドル、セカンドレベルドメイン名が約 100 米ドルである。

## 7. 外国企業体の設立手続きおよび必要書類

### 1) オンショア企業体

最も推奨される種類の企業体は、有限責任会社または株式会社 (株式の公開 (新規株式公開をしている) ・非公開を問わない) である。

上記の種類企業体は 2011 年会社法第 29 号に従って設立される。

それぞれについて主な条件と手続きを以下に説明する。

## 有限責任会社

- 1人または複数の出資者によって設立できる。
- シリア人の出資者がいなくても法人自然人を問わず 100%外国人所有で会社を設立できる。
- 単独の取締役または取締役会によって経営され、国籍に制約がない。
- 登録手続きはすべての書類を受領した日から 1 週間～10 日ほどかかる。

## 株式会社

- 非公開株式の場合は 3 人以上、公開株式の場合は 10 人以上の出資者が必要である。
- 取締役会（3 人以上）によって経営される。
- 取締役の過半数がシリア人であるべきだが、省は外国人の出資割合が 65%を超える場合、この条件を緩和する権限を持つ（3 人の場合は 1 人以上がシリア人でなければならない）。
- またシリア人の出資者がいなくても法人自然人を問わず 100%外国人所有で会社を設立できる。
- 株式の額面価格は 100 シリアポンド以上とする。<sup>3</sup>

一般的に有限責任会社に必要な資本金は 100 万シリアポンド、非公開株式会社に必要な資本金は 300 万シリアポンド、そして公開株式会社は 1,000 万シリアポンドである。しかし 2007 年投資法第 8 号に基づいて許可されたプロジェクトの場合は以下の資本金が必要である。

- ダマスカス、ダマスカス郊外～アレppo<sup>4</sup>：5,000 万シリアポンド以上
- ラタキア～タルトゥース～ホムス～ハマー：3,000 万シリアポンド以上
- ダルアー～スワイダー～クネイトゥラ～イドリブ：2,000 万シリアポンド以上
- デリゾール～ハサカ～ラッカ～アルバディヤ<sup>5</sup>：1,000 万シリアポンド以上

## 手続き

会社の種類に関わらず手続きは以下のとおりである。

- 申請書を、定款草案、ならびに委任状、出資者 ID、その外国企業の内部規定、および商業登録（その新たな会社に法人が参加する場合）などの必要書類を添えて、投資事務所に提出する。すべての書類は当該国のシリア大使館の認証を受けていなければならない。
- 投資委員会の決定が 5 営業日以内に出される。
- 投資決定を受けた後、経済貿易省での承認を経て会社が設立される。
- 同省の設立承認には約 5 営業日かかる。
- 決定が出されたら、シリア・アラブ共和国の認可銀行の一つに設立用口座を開設しなければならない。
- 資本金が払い込まれたら、商業登記書が発行され、会社登記が完了する。

<sup>3</sup> 1 米ドルは 53 シリアポンドに相当する。

<sup>4</sup> 大都市地域。

<sup>5</sup> 東部行政区域。

## 2) 工業地区 (Industrial Zone)

工業地区には同じ手続きが適用される。シリアには四つの工業地区がある。最も有名なのはダマスカス郊外のアドラ工業地区である。同じ手続きが適用されるが、プロジェクトは行政、環境および産業許可を取得しなければならない。工業地区の地所は、相互に合意した契約に基づき、利益なしの実費で5年間にわたる（10回までの）分割払い可で投資家に販売される。

## 8. 融資および会計

### 1) 融資

融資は、シリアの公的または民間銀行を通じて利用できる。シリアにはリース会社やリース法はない。

### 2) 会計監査

2007年投資法第8号は、会社の種類にかかわらず投資家はすべて国際会計基準に従って会社の会計を体系的に維持し、認可された監査法人によって承認された貸借対照表をシリア投資委員会に提供しなければならない、また、投資家は会社資産の詳細な記録を維持しなければならない、と定めている。

さらに、2011年会社法第29号は、有限責任会社か株式会社かに関わらず<sup>6</sup>、それぞれの会社は、経済貿易省によって認定された監査人を任命しなければならない。監査人は通常、総会で選出される。

他方、会計士業に関する2009年法律第3号は、あらゆる種類の会社に対し、財務諸表の正確さを証明し、その関連項目を監査するための会社または事務所の公認組織を任命することを義務付けている。罰金および罰則を回避するためにこの手順は必要不可欠である。

## 9. 外国企業体の閉鎖手続きおよび必要書類

### 1) オンショア企業体

会社の種類に関わらず、会社の解散および清算の手続きは以下のとおりである。

- 会社は、会社の解散およびそれによる清算を決議するために総会を招集する。
- 総会は清算プロセスの完了までに清算人および監査人を任命しなければならず、それを行わない場合は裁判所によって任命される。
- 解散の決定を出すために総会の議事録が経済貿易省に提出されなければならない。決定が出されたらその会社は清算中とみなされ新たな約定はすべて無効となる。
- 解散の決定および清算人の氏名は商業登記書で公表するものとする。また官報および二つの日刊新聞紙上で公表するものとする。
- 会社の資産、権利、義務、商標などの評価が行われるものとする。

<sup>6</sup> 会社が公的株式会社の場合、監査人はまたシリア金融市場証券委員会による認可も受けなければならない。

- 清算人は任命されてから3カ月以内に、二つの新聞（2回）で当該会社の個別債務を明らかにする告知を公表しなければならない。各債権者は最初の告知から90日以内に清算人に連絡を取らなければならない。
- 清算人は、完了した作業、および手続き、ならびに会社資産における各出資者の持ち分を明記した報告書を提出しなければならない。
- 監査人は清算人から提供された情報に基づいて報告書を作成し、総会の承認を受けなければならない。
- 会社が支払うべき債務の全額を支払った後、残りの資産はその持ち分に応じて出資者に分配されるものとする。
- 上記手続きには約4～5カ月かかる。

## 2) 工業地区 (Industrial Zone)

上記手順は工業地区の企業にも適用される。